

熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業しゅん工検査要領

第1 趣旨

この要領は、熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）第13条の規定に基づくしゅん工検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

第2 検査

検査は、実施要領第12条の規定に基づく完了届を受理した後、速やかに行うものとする。

ただし、シカ被害防止施設の機能回復事業について、造林事業における下刈りの補助金交付申請書を提出している箇所については、本事業の完了届を提出する前であっても、別に定める熊本県造林事業等しゅん工検査要領（以下「造林検査要領」という。）に定める下刈り検査時に検査を行うことができるものとする。

第3 検査員

検査は、林務技術職員又は知事が認めた職員で、専門的な知識を有する者（以下「検査員」という。）が行うものとする。

第4 立会人

検査は、事業の実施主体の長又はその代理人の立会いのうえ、行うものとする。

第5 検査の方法

1 シカ被害防止施設の機能回復事業の検査については、現場写真（事業着手前、施工中、事業完了後）及び作業日誌等により活動状況を確認するとともに、購入伝票等により苗木及び資材の使用量を確認するものとする。

2 シカ被害防止柵設置事業及び剥皮被害防止資材（バークガード）設置事業の検査については、造林検査要領に準じて行うものとする。

ただし、併用する国庫補助事業の補助金交付申請書を提出している箇所については、当該事業の検査をもって本事業の検査に代えることができるものとする。

3 剥皮被害防止資材（ヒノキ枝条）設置事業の検査については、造林検査要領に定める剥皮防止材の検査に準ずるものとし、現地検査においては、長期間強度を保持する施行状況であるか否かを確認するものとする。

第6 検査調書等

検査員は、検査を行った場合は、検査調書（別記第1号様式）及び検査野帳（別記第2号様式）を作成するものとする。

ただし、併用する国庫補助事業の補助金交付申請に伴うしゅん工検査が完了している箇所の検査調書及び検査野帳については、当該事業の検査調書の写しをもって代えることができるものとする。この場合、併用している箇所の整理番号を丸で囲み、施行本数等の欄の下段に本事業に係る事業量を朱書することとする。

第7 検査の復命等

- 1 検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書（別記第3号様式）に検査調書、検査野帳（検査野帳の写しを含む。）及び検査写真を添えて、知事に復命しなければならない。
- 2 広域本部地域振興局長は、検査が終了したときは、検査復命書の写しに検査調書（原本、又は当該広域本部地域振興局の林務課長若しくは林務班長が原本証明した写し）及び検査員任命伺いの写しを添えて、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

第8 検査調書等の保存

第6及び第7の規定に基づいて作成した検査調書等は、事業完了年度の翌年度から起算して5カ年間保存するものとする。

第9 事業量の単位

第6及び第7の規定に基づいて作成する検査調書等に係る事業量の単位は、次により記載するものとする。

- (1) 剥皮被害防止資材の設置に係る区域面積については、ヘクタールを単位とし、小数点以下第3位を切り捨て、2位止めとする。
- (2) シカ被害防止柵等の設置又は復旧に係る延長については、メートルを単位とし、小数点以下を切り捨て、整数止めとする。

附 則

この要領は、令和4年7月4日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年5月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月9日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から適用する。

年度 熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業しゅん工検査調書

実施主体名：

事業区分	整理番号	枝番	市町村	林小班			所在地	樹種	林齢	事業量 (延長・面積・本数)	補助金額 円	検査結果等			造林補助申請時期
				林班	小班	枝番						書類検査確認	現地検査確認	検査の合否	
1 シカ被害防止施設の機能回復事業										ha					—
										ha					—
	市町村小計									ha					—
	点検 計									ha					—
										m					—
										m					—
	市町村小計									m					—
	復旧 計									m					—
										本					—
										本					—
2 シカ被害防止柵設置事業	市町村小計									本					—
	補植 計									本					—
	メニュー 計														—
															—
3-1 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業【国庫補助併用】										m					—
										m					—
	市町村小計									m					—
	計									m					—
	※ 別添造林事業しゅん工検査調書のとおり												ha		
3-2 剥皮被害防止資材（パークガード）設置事業【国庫補助対象外】										ha					—
										ha					—
	市町村小計									ha					—
	計									ha					—
															—
4 剥皮被害防止資材（ヒノキ枝条）設置事業										ha					—
										ha					—
										ha					—
	市町村小計									ha					—
	計									ha					—

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員 職名

氏名

㊞

注) 1 3-1 の事業の申請がない場合は、様式中「※ 別添造林事業しゅん工検査調書のとおり」の文字を消すこと。

2 「当事業補助金」の欄は、市町村ごとに小計を取ること。

3 「検査結果等」欄の「書類検査確認」及び「現地検査確認」欄は、確認した箇所に「○」を記入すること。

別記第2号様式（第6関係）

年度 熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業しゅん工検査野帳

実施主体名				
事業区分				
整理番号		検査年月日	年 月 日	
検査員	職名	氏名	印	
立会人氏名				
事業量 (延長・面積)	m ha	林班・小班		
検査記録				
シカ被害防止柵等 の点検・復旧の確認	被害状況写真	有	・	無
	復旧の適否	適	・	否
補植の確認	樹種			
	植栽本数	本		確 認
	活着状況	良好		
シカ被害防止柵 剥皮被害防止資材 設置の確認	設置の適否	適	・	否
	資材の適否	適	・	否
	被害状況の適否	適	・	否
その他				

別記第3号様式（第7関係）

年度 熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業しゅん工検査復命書

年　月　日から　年　月　日まで、　年度熊本県シカ被害造林地機能回復支援事業のしゅん工検査を下記のとおり実施したところ、別紙検査調書のとおりでしたので復命します。

記

実施主体名：

施行市 町村名	事業区分	申請 件数	事業量 (延長・面積・ 本数)	現地検査件数			備考
				抽出	全筆	計	
計							

年　月　日

検査員　職名　　氏名

印

熊本県知事　　様

- 注) 1 実施主体ごとに作成すること。
2 事業区分ごとに小計を取ること。